

亀山市公告第62号

狂犬病予防法（昭和25年法律第247号）第6条第7項の規定による通知があったので、同条第8項の規定により公告する。

平成30年8月23日

亀山市長 櫻井義之

1 抑留した犬の種類等

種類	毛色	性別	体格	年齢	その他
雑種	茶	雌	中	91日以上	首輪あり チェーン

2 抑留した日

平成30年8月21日

3 抑留した場所

亀山市阿野田町

4 抑留期限

平成30年8月29日

5 連絡先

亀山市生活文化部環境課環境創造グループ

（電話 0595 - 96 - 8095）

三重県鈴鹿保健所衛生指導課

（電話 059 - 382 - 8674）